



枕監第48号
令和4年8月1日

枕崎市長 前田 祝成 殿

枕崎市監査委員 水流 敏幸
枕崎市監査委員 城森 史明

令和3年度枕崎市公営企業会計決算に基づく資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により審査に付された令和3年度枕崎市公営企業会計決算に基づく資金不足比率について審査した結果を、別紙のとおり意見を付して提出します。

令和3年度枕崎市公営企業会計資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

- (1) 審査の対象 令和3年度枕崎市立病院事業会計決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
令和3年度枕崎市水道事業会計決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
令和3年度枕崎市公共下水道事業会計決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- (2) 審査の期間 令和4年6月29日から令和4年7月7日まで
- (3) 審査の手続 市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、枕崎市監査委員の監査の基準に関する規程に基づき、計数の照合、関係職員から説明を受けるなど必要と認める手続により審査を実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に準拠して作成され、その計数は正確であり、いずれも適正であると認められた。

(単位: %)

会計名	令和3年度 資金不足比率	経営健全化基準
病院事業会計	—	
水道事業会計	—	20.0
公共下水道事業会計	—	

(2) 個別意見

ア 病院事業

決算審査意見書に記載した病院事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は710.3%である。令和3年度の資金不足比率はなく、『—』の表記となる。なお、資金不足比率を算定方法に基づき算出すると△98.2%となり、前年度と比較すると16.8ポイント好転している。経営健全化基準の20.0%と比較すると、良好な状態であると認められた。

(単位: 千円、%)

区分	令和3年度 (ア)	令和2年度 (イ)	令和元年度	比較 (ア-イ)	対前年比 (ア/イ×100)
資金不足額(A)=(a-b+c-d)	△ 482,095	△ 395,178	△ 400,237	△ 86,917	122.0
流動負債(a)	75,135	95,242	81,650	△ 20,107	78.9
控除企業債等(b)	23,526	23,105	21,514	421	101.8
算入地方債現在高(c)	0	0	0	0	—
流動資産(d)	533,704	467,315	460,373	66,389	114.2
事業規模(B)	490,745	485,758	517,007	4,987	101.0
A/B×100	△ 98.2	△ 81.4	△ 77.4	△ 16.8	120.6
資金不足比率	—	—	—		
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0		

※ 資金剩余額がある場合、資金不足額は負の値で表示される。この場合、資金不足比率は算出されない。

以下の表について同じ。

イ 水道事業

決算審査意見書に記載した水道事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は349.1%である。令和3年度の資金不足比率はなく、『—』の表記となる。なお、資金不足比率を算定方法に基づき算出すると△163.4%となり、前年度と比較すると12.4ポイント悪化している。経営健全化基準の20.0%と比較すると、良好な状態であると認められた。

(単位:千円、%)

区分	令和3年度 (ア)	令和2年度 (イ)	令和元年度	比較 (ア-イ)	対前年比 (ア/イ×100)
資金不足額(A)=(a-b+c-d)	△ 641,121	△ 702,306	△ 741,464	61,185	91.3
流動負債(a)	196,869	175,046	174,029	21,823	112.5
控除企業債等(b)	150,813	135,267	129,834	15,546	111.5
算入地方債現在高(c)	0	0	0	0	—
流動資産(d)	687,177	742,085	785,659	△ 54,908	92.6
事業規模(B)	392,310	399,554	401,755	△ 7,244	98.2
A/B×100	△ 163.4	△ 175.8	△ 184.6	12.4	92.9
資金不足比率	—	—	—		
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0		

ウ 公共下水道事業

決算審査意見書に記載した公共下水道事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は34.4%である。令和3年度の資金不足比率はなく、『—』の表記となる。なお、資金不足比率を算定方法に基づき算出すると△30.5%となり、前年度と比較すると3.0ポイント好転している。経営健全化基準の20.0%と比較すると、良好な状態であると認められた。

(単位:千円、%)

区分	令和3年度 (ア)	令和2年度 (イ)	比較 (ア-イ)	対前年比 (ア/イ×100)
資金不足額(A)=(a-b+c-(d-e))	△ 74,347	△ 67,907	△ 6,440	109.5
流動負債(a)	312,577	315,594	△ 3,017	99.0
控除企業債等(b)	283,151	287,235	△ 4,084	98.6
算入地方債現在高(c)	0	0	0	—
流動資産(d)	107,473	96,266	11,207	111.6
控除財源(e)	3,700	0	3,700	皆増
事業規模(B)	243,675	247,233	△ 3,558	98.6
A/B×100	△ 30.5	△ 27.5	△ 3.0	110.9
資金不足比率	—	—		
経営健全化基準	20.0	20.0		

※ 公共下水道事業は令和2年度から地方公営企業法全部適用となったため、令和2年度分から記載している。

(3) 審査の結果

審査に付された公営企業会計に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、資金不足比率については、資金の不足額がなかったことから、これらの事業の健全性は保たれていると判断できる。